

令和6年10月からの
先発医薬品にかかる特別の料金設定について

患者本人の希望により先発医薬品の投薬を受けるときは、特別の料金が必要になりました

令和6年10月以降、患者本人の希望により先発医薬品の投薬を受けた場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に消費税分を加えた額を、通常の患者負担（1～3割）に加えて支払う必要があります【特別の料金】

【イメージ】

先発医薬品の価格	1錠100円
後発医薬品の最高価格	1錠 60円
価格差の4分の1	1錠 10円

【処方】
朝夕1錠（1日2錠）
28日分

※患者負担3割の場合

先発医薬品 ※令和6年10月以降 医療上の必要がある場合	総医薬品料	100円×2回×28日＝5,600円	
	保険給付（7割）	3,920円	患者負担 1,680円

後発医薬品	総医薬品料	60円×2回×28日＝3,360円	
	保険給付（7割）	2,352円	患者負担 A 1,008円

この例では、患者が先発医薬品を希望した場合、 AとBの差額1,120円の負担増となります

先発医薬品 ※令和6年10月以降 患者が希望する場合	総医薬品料	(100円－10円)×2回×28日＝5,040円	
	保険給付（7割）	3,528円	患者負担 1,512円
			特別の料金 616円 (10円×2回×28日)×1.1
			患者負担の総額 2,128円 B

制度の詳細はこちら ⇒
厚生労働省HP



特別の料金について

※医師が医療上必要と認める場合、医療機関や薬局が後発医薬品の提供ができない場合に限り、「特別の料金」の負担はありません

※例えば、「使用感」、「味」や「好み」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」の負担が生じます

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用に努めましょう

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と有効成分が同じで、先発医薬品と同じように使っていただけます
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選ぶことで、窓口負担額を減らすことができます